

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること
--------------	----------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策目標	1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること
個別目標 1	求職者のニーズに応じた求人の確保を図ること	
	(主な事務事業) ・ 正社員就職増大対策	
個別目標 2	早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること	
	(主な事務事業) ・ 再就職支援プログラム事業 ・ 再チャレンジプランナー事業	
個別目標 3	未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること	
	(主な事務事業) ・ 求人充足サービス	
個別目標 4	労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること	
	※重点評価課題（労働者派遣制度の見直し）	
	(主な事務事業) ・ 職業紹介事業指導援助事業 ・ 労働者派遣事業雇用管理等援助事業	
個別目標 5	官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること	
	(主な事務事業) ・ しごと情報ネット事業	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進		
(1) 目的等		
公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。		
(2) 根拠法令等		
職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条第1項（抄）		
一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。		
二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実		

<p>施に努めること。</p> <p>三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介事業を行うこと。</p>	
<p>2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保</p> <p>(1) 目的等</p> <p>職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。</p> <p>また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適性な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>(2) 根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業安定法（昭和22年法律第141号） ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号） 	
<p>3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化</p> <p>求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	
主管部局・課室	職業安定局首席職業指導官室（個別目標1，2，3） 職業安定局需給調整事業課（個別目標4，5）
関係部局・課室	

2. 現状分析

<p>平成19年度の雇用情勢は、有効求人倍率（季節調整値）が平成19年12月には1倍台を割り込み、平成20年3月には0.95倍と下降傾向となっており、完全失業率（季節調整値）は平成19年4月の3.9%が平成20年3月には3.8%と同水準で推移するなど、平成20年3月時点においては、厳しさが残るものの改善しているところであるが、改善の動きが弱まっているところである。</p> <p>このような状況下、依然として能力、経験、年齢等のミスマッチが見られることから、改善傾向をより確かなものとするため、公共職業安定機関における需給調整機能を更に強化するとともに、官民の連携による労働力需給調整機能を強化し、ミスマッチの解消を図る必要がある。</p> <p>また、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応するため、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者派遣事業 25,585事業所（平成20年3月現在）（対前年度比約18.9%増加） ・特定労働者派遣事業 44,481事業所（平成20年3月現在）（対前年度比約48.2%増加） ・有料職業紹介事業 15,453事業所（平成20年3月現在）（対前年度比約20.7%増加） ・無料職業紹介事業（※） 647事業所（平成20年3月現在）（対前年度比約2.1%減少） <p>（※）学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く</p>
--

3. 施策目標に関する評価

<p>施策目標に係る指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）</p>						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	公共職業安定所の求職者の就職率（%） （33%以上／平成19年度）	28.8 【-%】	30.7 【102%】	31.6 【99%】	32.4 【101%】	31.8 【96%】
2	雇用保険受給資格者の早期再就職	-	13.6	14.0	15.1	29.6

割合 (%) (30%以上/平成19年度)	【-%】	【113%】	【93%】	【90%】	【99%】
3 職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	9.3 【-%】	8.9 【40%】	8.3 【60%】
4 職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	9.1 【120%】
5 労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】
6 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】

(調査名・資料出所、備考)

①指標1、2

資料出所：職業安定局調べによる。

備考：

- ・公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合である。
- ・雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険被保険者資格の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職し、かつ再就職手当を受給した者の割合であり、平成16年度から集計を開始している。なお、平成19年度からは、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させること等のため、再就職手当の有無にかかわらず、受給資格決定件数に対して給付日数の3分の2以上を残して就職した者の割合として集計している。

②指標3～5

資料出所：職業安定局調べによる。

③指標6

資料出所：「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(財団法人雇用情報センター調べ。)による。

備考：

- ・インターネットによるモニターリサーチ調査。
- ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。

施策目標の評価

【有効性の観点】

(1) 有効求人倍率が下降傾向となっている中で、求人者・求職者それぞれのニーズを踏まえたきめ細かな就職支援を実施した結果、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合について、それぞれ目標達成率96%・就職件数と99%と、おおむね目標に近い水準に達している。このことから、公共職業安定機関における需給調整機能が有効に機能しているものと評価できる。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3の違反率の低下等の法令違反が是正され、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数が増加(平成19年度14,472(対前年度比10%増))するなど、労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保が有効に図られている。

(3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成19年度約94万件)及び求人情報件数(平成19年度約97万件)については、雇用情勢の改善等により実績の低減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところであ

る。さらに、しごと情報ネットの参加機関数（平成20年3月31日現在9,900機関）が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られている。

【効率性の観点】

(1) 公共職業安定所数及び職員数が減少し、雇用情勢の改善の動きが弱くなっている中で、前述のとおり、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合は、おおむね目標に近い水準に達しており、公共職業安定機関の需給調整機能は効率的に実施しているものと評価される。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られている。また、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られている。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効率的に進めるものである。

【総合的な評価】

(1) 雇用情勢の改善の動きが弱くなっている状況にあつて、公共職業安定機関の需給調整機能の強化はますます必要となつているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに十分に評価できるものである。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督による法違反等の是正の結果、平成19年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、これらの事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。また、労働者派遣事業に係るトラブルや苦情についての派遣元、派遣先事業所の相談先として、より身近で相談しやすい労働者派遣事業に係る具体的なノウハウを持った団体に委託し、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けているところであるが、平成19年度において、当該労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数は14,472件（対前年度比10%増）となつており、労働者派遣事業の円滑な運営が図られているところである。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであるが、しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合（予定も含む）については、「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げている。

以上のとおり、6指標のうち3指標で平成19年度の目標を達成し、残る3指標についても、うち2指標は着実に実績が伸びており、残る1指標も高い水準を達成していることから、施策目標の達成に向けて着実に進展していると考えられる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
求職者のニーズに応じた求人の確保を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	正社員求人の充足率(%) (前年度以上/平成19年度)	-	22.2	23.2	23.5	24.2
		【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	【103%】
(調査名・資料出所、備考)						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：正社員求人の充足率は、公共職業安定所で受理した正社員求人に対して充足した求人の割合であり、平成16年11月より集計を開始した。このため、平成16年度の実績は、平成16年11月から平成17年3月の実績である。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
求人担当制等による求人者に対する個別支援や中小企業で正社員として働くことのメリットを求職者に対して積極的に周知すること等の求職者に対するマッチング強化の取組等により、正社員求人の充足率について着実に実績が向上し、目標達成率103%となった。このことから、本取組は求職者のニーズに応じた求人の確保に有効に機能したものと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：正社員就職増大対策						
平成19年度：1,090百万円(補助割合：「国 / 」[/] [/])						
予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：正社員求人の確保に重点を置いた求人開拓の実施、未充足となっている正社員求人に対し、求職者のニーズを踏まえた求人条件緩和指導等の積極的なマッチングの実施、未充足の非正社員求人に対する正社員への変更のための求人者への働きかけ等を実施し、求職者の多くが希望する正社員の求人の確保に努める。 ※本事業は公共職業安定所の業務の一環として実施している。						

個別目標 2					
早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 再就職支援プログラム対象者の就職率(%) (76%以上/平成19年度)	64.8 【-%】	69.2 【99%】	72.8 【104%】	76.1 【104%】	78.8 【104%】
2 就職実現プラン対象者の就職率(%) (62%以上/平成19年度)	- 【-%】	47.6 【-%】	58.8 【118%】	62.8 【106%】	69.4 【112%】
3 総合的な支援計画対象者の就職率(%) (40%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	70.3 【178%】
4 チャレンジ計画対象者の就職率(%) (62%以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	72.6 【117%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1～4いずれも職業安定局調べによる。 備考： ・再就職プランナー事業(就職実現プランによる支援)は、平成16年4月から実施している。なお、平成19年度からは、再チャレンジプランナー事業として、従前の支援に加えて、総合的な支援計画及びチャレンジ計画の策定に係る支援を実施している。 ・指標1～4いずれも就職率とは、支援終了者のうち就職による終了者の割合である。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 再就職支援プログラム開始者数(件) (8万件以上/平成19年度)	51,310 【-%】	79,053 【113%】	83,107 【119%】	95,928 【120%】	90,152 【113%】
2 就職実現プラン作成件数(件) (14万件以上/平成19年度)	- 【-%】	64,407 【129%】	135,940 【113%】	150,748 【126%】	145,925 【104%】
3 総合的な支援計画作成件数(件) (1万5千件以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	17,004 【113%】
4 チャレンジ計画作成件数(件) (4万件以上/平成19年度)	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	43,412 【109%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1～4いずれも職業安定局調べによる。 備考： ・再就職プランナー事業(就職実現プランによる支援)は、平成16年4月から実施している。なお、平成19年度からは、再チャレンジプランナー事業として、従前の支援に加えて、総合的な支援計画及びチャレンジ計画の策定に係る支援を実施している。					
個別目標 2 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
再就職支援プログラム事業では、対象者の就職率及び再就職支援プログラム開始者数について、目標達成率104%、113%とそれぞれ目標を達成している。 また、再チャレンジプランナー事業についても、アウトカム指標、アウトプット指標ともに、すべて目標を達成している。 以上のことから、公共職業安定所における担当者制による個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな職業相談の充実等、求職者の早期再就職に向けた個別支援の推進が図ら					

れたものと評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	再就職支援プログラム事業
平成19年度 予 算 額	3,269百万円（補助割合：[国 /] [/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：雇用保険受給資格者のうち特に早期の再就職意欲が高い者であって、支援必要性が高い求職者に対し、早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）を公共職業安定所に配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な就職支援を行う。	
事務事業名	再チャレンジプランナー事業
平成19年度 予 算 額	3,107百万円（補助割合：[国 /] [/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：再チャレンジプランナーを主要な公共職業安定所に配置し、非自発的離職者等に対する再就職に向けた就職実現プランの作成、自ら再就職の実現に向けた計画の策定が可能な若年者に対する計画策定のための助言等の支援、リストラ等によるショック等から不安定就労を繰り返す中高年齢者等に対する心理面や生活面の支援を含む総合的な支援計画の策定及び必要な支援への誘導等を行い、計画的な求職活動を支援している。	

個別目標3						
未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	求人の充足率(%) (前年度以上/平成19年度)	-	25.7	21.2	20.8	21.6
		【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	【104%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：充足率は、新規求人数に対する就職者数の割合であり、平成16年4月から集計を開始した。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	未充足求人にフォローアップした件数(件)	-	690,361	1,330,064	1,777,394	1,612,677
2	未充足求人をフォローアップした割合(%)	-	53.8	83.7	98.9	100
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2共に職業安定局調べによる。 備考：指標は、公共職業安定所に対する事業主の求人申込から3週間経過しても職業紹介のない求人のうち、応募条件の緩和等、何らかのフォローアップを行った求人の実績であり、平成16年4月から全国集計を開始した。						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
すべての未充足求人に対し、労働条件等が労働市場の動向等を勘案して適切なものとなっているか検証を行うなどのフォローアップを行った結果、求人の充足率は、昨年度と比較して104%の伸びとなり目標を達成した。 このため、本取組は有効に機能しており、求人者サービスの充実による求職者の就職促進が図られているものと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ：求人充足サービス						
平成19年度：79百万円(補助割合：[国 /][/][/])						
予 算 額：一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要：求人者にとっては、求人が早期に充足でき、求職者にとっては、魅力ある求人がある公共職業安定所とするため、求人充足に向けた個別コンサルティングサービス、未充足求人に対するフォローアップ等の積極的な求人者サービスを展開する。						

個別目標4						
労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度) ※施策目標1-1に係る指標3と同じ	- 【-%】	- 【-%】	9.3 【-%】	8.9 【40%】	8.3 【60%】
2	職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成19年度) ※施策目標1-1に係る指標4と同じ	- 【-%】	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	9.1 【120%】
3	労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成19年度) ※施策目標1-1に係る指標5と同じ	- 【-%】	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1～3いずれも職業安定局調べによる。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	職業紹介事業の指導監督実施件数(件)	2,043 【-%】	1,791 【-%】	1,771 【-%】	1,480 【-%】	1,809 【-%】
2	労働者派遣事業に係る指導監督実施件数(件)	3,985 【-%】	4,563 【-%】	6,068 【-%】	9,776 【-%】	10,163 【-%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2共に職業安定局調べによる。 備考 ・職業紹介事業の定期指導監督件数は、有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業の事業所を訪問し、指導監督を行った延べ件数である。 ・労働者派遣事業に係る指導監督実施件数は、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業、派遣先等の事業所を訪問し、指導監督を行った件数である。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	職業紹介事業の許可事業所数(件)	1,138	1,500	1,859	2,240	2,403
2	労働者派遣事業の許可・届出事業所数(件)	4,005	8,957	10,477	14,839	21,338
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2共に職業安定局調べによる。 備考： ・職業紹介事業の許可事業所数は、各年度3月時点の有料職業紹介事業の事業所数及び無料職業紹介事業(学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く。)の事業所数の合計である。 ・労働者派遣事業の許可・届出事業所数は、各年度3月時点の一般労働者派遣事業の事業所数及び特定労働者派遣事業の事業所数の合計である。						
個別目標4に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、自主点検表の送付、集団指導、文書の送付等による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、その事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督に						

よる法違反等の是正の結果、平成19年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、これらの事業の適正な運営の確保が図られている。また、指導監督を計画的かつ効果的に実施するため、重点対象を選定するとともに自主点検表の送付、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し取り組んだところである。また、労働者派遣事業に係るトラブルや苦情についての派遣元、派遣先事業所の相談先として、より身近で相談しやすい労働者派遣事業に係る具体的なノウハウを持った団体に委託し、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けているところであるが、平成19年度において、当該労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数は14,472件（対前年度比10%増）となっており、労働者派遣事業の円滑な運営が図られているところである。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	職業紹介事業指導援助事業
平成19年度 予 算 額	113百万円（補助割合：「国 / 」 「 / 」 「 / 」） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：職業紹介事業者研修会の開催等により、職業紹介事業者による事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより求職者の早期就職等労働者の福祉の増進を図る。	
事務事業名	労働者派遣事業雇用管理等援助事業
平成19年度 予 算 額	444百万円（補助割合：「国 / 」 「 / 」 「 / 」） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：派遣先に対する講習及び派遣元事業主に対する雇用管理研修の開催等により、派遣元事業主による労働者派遣事業の適正かつ効果的な実施を図り、これにより派遣労働者の就業機会の確保、派遣先における就業の適正化等労働者の福祉の増進を図る。	

個別目標5						
官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成19年度) ※施策目標1-1に係る指標6と同じ	— 【-%】	— 【-%】	— 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」(財団法人雇用情報センター調べ。)による。 備考： ・インターネットによるモニターリサーチ調査である。 ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的行動を起こす予定としている者を含む。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数(件) (100万件以上/平成19年度)					
	PC版(万件)	43.1 【-%】	45.7 【-%】	45.6 【-%】	45.1 【-%】	38.2 【-%】
	携帯版(万件)	43.4 【-%】	54.0 【-%】	64.0 【-%】	60.2 【-%】	56.0 【-%】
2	しごと情報ネットへの参加機関数(件) (9,500件以上/平成19年度)	4,533 【-%】	5,109 【-%】	6,525 【-%】	8,835 【-%】	9,900 【104%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2共に職業安定局調べによる。 備考： ・アクセス件数は各年度の1日平均件数である。 ・参加機関数は各年度3月31日現在、しごと情報ネットに登録している民間の職業紹介事業者、労働者派遣事業者、公共職業安定所等求人情報を保有している機関の数である。						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	求人情報件数(件)	634,002	810,671	923,032	1,066,875	967,668
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。 備考：求人情報件数は各年度3月31日現在の数である。						
個別目標5に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものである。 しごと情報ネットの参加機関数(平成20年3月31日現在)が増加するとともに、しごと情報ネットへのアクセス件数(PC版、携帯版における年度の1日平均件数)及び求人情報件数(平成20年3月31日現在)は、目標には届かなかったものの、前年度に引き続き90万件以上の高い水準を維持している。 さらに、しごと情報ネットの利用者のうち、しごと情報ネットを通じて求人情報に応						

募するなど具体的行動を起こした利用者（「具体的行動を起こす予定の利用者」を含む。）の割合については、「平成19年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げている。

以上のことから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られており、官民連携による労働力需給調整機能の強化に寄与していると評価できる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	しごと情報ネット事業
平成19年度 予 算 額	505百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（一部公益法人への委託事業を含む）
概要：しごと情報ネットでは、求職者が、インターネットを利用して、官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索・入手することを可能としており、求職者による求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。	

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標 1	目標達成率 96%
指標 2	目標達成率 99%
指標 3	目標達成率 60%
指標 4	目標達成率 120%
指標 5	目標達成率 110%
----- (目標達成率を算定できない場合、その理由)	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (<input checked="" type="checkbox"/>) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
----- (理由) 施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、事業の実施状況等を考慮しつつ一部予算規模を縮小する事業や廃止する事業もあるが、全体としては早急な対策が求められる分野について予算の新規要求をする等、より一層施策を充実させるための措置を講じる。	
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)	
(施策目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
----- (理由)	

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)	該当なし
②各種政府決定との関係及び遵守状況	該当なし
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況	該当なし
④会計検査院による指摘	該当なし
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	該当なし

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし
